

松江市告示第 318 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 20 日

松江市長 上 定 昭 仁

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護ステーション暖心	松江市山代町 934-5	松江市矢田町 534-8	育成医療・更生医療	令和 4 年 3 月 28 日